

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月9日(平成28年(行個)諮問第44号)

答申日：平成28年6月16日(平成28年度(行個)答申第41号)

事件名：特定月頃に特定法務局の職員等と本人が面談した際の会話の内容が分かる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定A月頃及び特定B月頃、特定小学校において同小学校の職員、特定法務局職員及び審査請求人が面談した際の会話の内容の分かる文書に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月25日付け庶第1376号により特定法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、不開示部分について全面開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

処分庁は法14条2号に該当することを理由としているが、本件開示請求は本人開示対象であり個人情報保護法の立法趣旨やその目的からも最も優先開示すべき内容であり、開示することで関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするとか、調査そのものに応じる事すら拒否するようになる等を理由にしているがいずれも不当である。法の基に優先されるべき本人の個人情報開示権利と訂正権を奪う行為である。不開示部分を変更して全面開示を求める。

##### (2) 意見書

本件諮問事件について提出された諮問庁の理由説明書(下記第3)に対して、以下について反論と意見を提出しますので取り扱いよろしくお願い致します。

ア 本件開示請求資料は人権侵害についての事例で、人権侵害の救済を求めた事により、特定法務局の人権擁護部職員が人権侵犯事件として、関係者と面談して事実関係を聴取し、作成した聴取報告書の全面開示

を求めているものである。したがって聴取の内容は人権侵害を申し立てた本人に関する個人情報の中でも最も重要な人格評価、当事者同士の会話、行動評価などが含まれているものと推察します。これは、医療分野で例えると、医師が作成したカルテだけでなく、患者と最も多く接している看護師記録や検査技師又は検査医師の検査結果の診断、さらには患者に渡されるものの密封された医師間の紹介状等すべて本人開示請求で普通に開示されるものです。しかもそれら記録には、すべて担当者の個人サイン、捺印入りで開示されます。本人の病状が的確な検査で正しく評価され適切な診断、治療が施されているかは主治医が記載したカルテだけでは必ずしも総合的評価ができないからです。本件でも人権侵害を形成している関係当事者が、個々のその時その時に本人との会話をどう受け止め判断しているか、評価しているかを把握しなければ、本人はその解決方法も導き出せません。また誤った対応と思っても、そもそも受け取り方が違っていると誤った対応の原因がわかり改善方法も見つかります。一番大事なことは本人が偏見を持つことなく正しい認識を得る事が出来る事です。そのためには全面又は部分開示でも不開示部分を厳しく限定して開示するべきと考えます。

イ 前記でも述べましたが、患者がセカンドオピニオンを求めて他病院の医師に行くときや、転院するときなどに患者の主治医が出す医師宛紹介状は医師同士の個別個人情報のごとく思われがちですが、患者本人の最も重要な個人情報であるがゆえに、個人情報保護法では本人開示されています。本人の病状、つまり身体、生命に関する情報と人格評価に関しての開示請求権及び訂正請求権が認められない判断は、個人情報保護法の運用上も間違っていると思います。

諮問庁は法14条2号に該当すると主張しているが除外項目口では「人の生命、健康、生活または財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報」と規定されており、又同号ハについても同じで、諮問庁が不開示理由としている根拠は不当である。

また諮問庁は法14条の7号に該当すると主張しているが、そもそも同条は原則開示の義務があることを明確にしているものであり、「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」等という抽象的かつ支障が起きるかおきないかも判明しないで勝手に決めた推測程度で本人開示請求権を否定出来るものではない。現に前述した医療分野での開示で、支障をきたしている事等はなく、むしろ開示しなければ不信がさらに募り、無駄な争いとなることの方が多い。本件は本人と学校関係者との日常で起きる会話やその評価、対応の全容を本人がまず知ることで、お互いの再認識と解決を導き出す唯一の機会であると考えているだけに強く開示を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報（本件対象保有個人情報）の名称は、「特定A月頃及び特定B月頃、特定小学校において同小学校職員、特定法務局職員（特定個人A・特定個人B）及び審査請求人が面談した際の会話の内容が分かる情報」である。

処分庁は、下記5の理由により、平成27年12月25日、本件対象保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け庶第1376号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

#### 2 本件対象保有個人情報を特定した経緯について

本件開示請求書（特定法務局平成27年11月24日受付第10号）の「開示を請求する保有個人情報」欄の記載内容から上記1のとおり特定したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定法務局に対して申告した人権侵犯事件の調査過程において、特定法務局人権擁護部職員が作成した聴取報告書（以下「本件聴取報告書」という。）であり、当該人権侵犯事件記録の一部を構成するものである。

#### 3 人権侵犯事件に関して作成する聴取報告書について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件の調査において、事件関係者から事情聴取した際には、聴取報告書を作成することとされているところ、これには、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容等が記録されている。

#### 4 不服申立ての趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

#### 5 部分開示を行った理由について

本件聴取報告書のうち、「被聴取者」欄には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることになれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報

の開示によって事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年4月13日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、特定A月頃及び特定B月頃に特定小学校で同小学校の職員と特定法務局職員（特定個人A・特定個人B）と審査請求人が面談した際の会話の内容の分かる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は本件聴取報告書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した上で、その情報の一部が、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

###### (1) 不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件聴取報告書は、いずれも「聴取報告書」との標題がある特定法務局人権擁護部第二課の職員から同法務局長宛での2件の文書から構成されており、いずれも申告者として審査請求人の氏名等が記録され、その各「聴取年月日」欄には特定A月及び特定B月の日付がそれぞれ記録されていると認められる。

そのうち、各「被聴取者」欄の一部（計5箇所）について不開示とされ、その余は全て開示されていると認められる。

###### (2) 諮問庁の説明

本件聴取報告書のうち、「被聴取者」欄には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示され

ることになれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

### (3) 検討

当該不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、審査請求人が通常知り得ないと考えられる情報が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと考えられることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報が審査請求人を含む他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどし、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信や非協力といった事態を招き、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

### (第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史